

決算関係書類等の提出をお忘れなく！

決算から総会終了後の手続きのポイント

- 東京都中央会 -

組合は法律の規定に基づき、毎事業年度、通常総会終了の日から2週間以内に、事業報告書、財産目録をはじめとする財務諸表等を取りまとめた決算関係書類提出書を、所管行政庁に提出しなければなりません。また、役員の変更（氏名・住所の変更、選挙・選任による変更）があったときも、その変更の日から2週間以内に、役員変更届書を所管行政庁に提出する必要があります。さらに、組合の定款を変更する場合は、所管行政庁へ定款変更の認可申請を行い、認可を受ける手続きが生じます。組合にお送りしてある「決算関係書類作成等の手引」を参考にさせていただくと共に、ご不明な点がございましたら、お気軽に東京都中小企業団体中央会（Tel03-3542-0386代）までお問い合わせください。また、本会ホームページ（URL：<http://www.tokyochuokai.or.jp/>）では、提出書類の様式が、ダウンロードできますので、ご活用下さい。なお、決算関係書類提出書の提出を怠った場合、法の規定に基づき、解散命令の対象となりますので、十分ご注意ください。

決算手続き・通常総会開催の流れ（3月31日決算の場合）

3 / 31 決算

決算から決算理事会開催までに事務局で決算関係書類の作成



決算理事会開催

* 決算理事会における最低必要議案として

第1号議案 平成17年度決算関係書類承認の件

第2号議案 平成18年度事業計画、収支予算並びに経費の賦課及び徴収方法
決定の件

第3号議案 第 回通常総会開催の件（日時・場所・議案等総会運営につ
いて）

*** 定款変更を実施する場合**

①定款変更理由書

②定款中の変更しようとする箇所を記載した書面
（定款変更条文新旧対照表）の作成

変更内容によっては、所管行政庁との事前協議

* 事前協議は、通常総会招集以前が望ましいです。

監事会開催

* 監査の実施、結果として監査意見書作成

第 回通常総会招集

* 招集通知書、委任状の他、

総会資料（決算関係書類 + 監査意見書）を同封送付することが望まれます。

定款変更を実施する場合には、定款変更資料も併せて送付します。

通常総会は、事業年度終了後2ヶ月以内（5/31まで）の開催が必要です。

総会を招集してから総会開催までは、中10日以上が必要です。

第 回通常総会開催・理事会開催

* 理事会は、役員改選に伴う役付理事の選任が必要な場合には開催します。

* 第 回通常総会における最低必要議案として

第1号議案 平成17年度決算関係書類承認の件

第2号議案 平成18年度事業計画、収支予算並びに経費の賦課及び徴収方法決定の件

第3号議案 平成18年度借入金残高の最高限度決定の件

第4号議案 手数料の最高限度決定の件

第5号議案 役員報酬決定の件

・ 定款変更を実施する場合

第6号議案 定款（全文・一部）変更の件

定款変更を実施する場合、必ずセットで上提します。

第7号議案 定款変更認可申請における字句の一部修正委任の件

・ 以上の議案審議の他、役員改選期の場合には役員の選挙が必要です。

第8号議案 理事及び監事選挙の件

* 理事会において

代表理事（理事長）、専務理事等の役付理事の選任を行います。

税務申告書類提出

* 第 回通常総会における第1号議案平成17年度決算関係書類の承認により前年の決算が確定しますので、その後、最寄りの税務署並びに都税事務所等へ法人税等の税務申告を行います。

なお、税務申告は事業年度終了後2ヶ月以内ですので、5月末日までに申告が必要です。

第 回通常総会終了後速やかに事務局で通常総会議事録並びに役員変更届書に必要な書類を作成します。

* 役員変更届書に必要な書類とは

- ①変更した事項を記載した書面（役員名簿）
- ②役員の変更の年月日及び理由を記載した書面（役員変更理由書）
- ③理事会議事録



所管行政庁等への書類提出

第 回通常総会終了後、2週間以内に必ず書類を提出しなければなりません。

* 1 . 所管行政庁に対して

① 「中小企業等協同組合決算関係書類提出書」

(決算関係書類 + 監査意見書 + 通常総会議事録)

を2部提出。(1部所管行政庁、1部組合控え)

② 「中小企業等協同組合役員変更届書」

(変更した事項を記載した書面〔役員名簿〕 + 役員の変更の年月日及び理由を記載した書面〔役員変更理由書〕 + 通常総会・理事会議事録)

を2部提出。(1部所管行政庁、1部組合控え)

* 役員変更届書と決算関係書類提出書を同時に所管行政庁へ提出する場合には、総会議事録の提出は省略できます。

・ 定款変更がある場合

③ 「中小企業等協同組合定款変更認可申請書」

(定款変更理由書 + 定款中の変更しようとする箇所を記載した書面〔定款変更条文新旧対照表〕 + 通常総会議事録)

を2部提出。(2部所管行政庁、1部は後日“認可書”として戻ってくる。

その他、登記の必要がある場合には登記用も1部作成しておきます。)

2 . 役員の変更があった場合には、最寄りの登記所に対して、人物が同じであっても必ず代表理事の変更登記を2週間以内に行います。

又、登記事項に関する定款変更を行った場合には、定款変更認可後2週間以内に変更登記が必要になります。

